

川崎区地域福祉計画



2004年(平成16年) 3月



川崎区役所

ご あ い さ つ

平成15年4月に、保健・医療・福祉の一体的サービスを目指して、保健所と福祉事務所が統合され、保健福祉センターが発足いたしました。

この組織再編を契機として、区として体制を組み、重点的に川崎区地域福祉計画への取組みを開始いたしました。

この計画は、平成15年8月6日に第1回の策定委員会を開いてから、8回の団体ヒアリング、10グループの区民ワークショップ、区役所保健福祉センター職員に対する説明会、計画案の区民報告会を経まして、12月22日の第4回の策定委員会でとりまとめられたものでございます。

私は、策定委員会の吉野委員長から、1月8日にこの計画の提出を受けましたが、これだけの短期間に、これだけ多くの区民の声をお聞きしながら、精力的に計画をとりまとめていただいた策定委員の皆様、そして計画策定の過程に参加していただいた多くの区民の皆様に、敬意と感謝の気持ちを表したいと思います。

区民参画によって創り出されたこの計画からは、この計画に期待する区民の熱い想いが伝わってまいります。

この計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るため、「地域の縁側づくり」「地域福祉推進会議の創設」「福祉関連産業創出への支援」という3つのシンボルプロジェクトを掲げております。

3つ目の福祉関連産業創出への支援につきましては、川崎市の「川崎発！安心ライフ産業フロンティア事業」の中で川崎区をモデルとして推進するものでございます。

本区では、1月以降、この計画を具現化すべく、「安心ハウス構想説明会」を開催するなど既に具体的な取組みを始めておりますが、今後は、川崎区社会福祉協議会など地域福祉推進機関とも連携しながら、保健福祉センターを中心として、この計画を着実に実現すべく、努力してまいります。

平成16年3月吉日

川崎区長 君嶋 武胤

目 次

川崎区の概要	1
川崎区地域福祉計画策定の基本的な考え方及び経過	2
区計画策定の基本的な考え方	2
区計画策定の経過	2
川崎区地域福祉計画の概要	4
川崎区地域福祉計画シンボル・プロジェクト	5
1 地域の縁側（えんがわ）づくり	5
2 地域福祉推進会議（仮称）の創設	6
3 福祉関連産業創出への支援	7
川崎区地域福祉計画（全体計画）	
1 サービス利用者の意向を尊重する供給体制の推進	8
2 地域の実情に応じた区・民間団体・地域住民の 協働による共助社会の実現	9
3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備	12
4 福祉関連産業創出の支援	13
おわりに	13
策定委員名簿	14
資料 1 川崎区地域福祉データ	
資料 2 福祉団体ヒアリングのまとめ	
資料 3 川崎区地域福祉計画ワークショップ	
資料 4 川崎区地域福祉マップ～公設の施設を中心に～	
資料 5 川崎区地域福祉マップ～子育て・高齢者・障害者編～	

川崎区の概要

川崎区は、官公庁、金融機関、医療施設、文化施設、繁華街が集中し、本市の行政、経済の中心となっている川崎地区、川崎大師平間寺の門前町として発展した大師地区、京浜工業地帯の中心となりそこに働く人々の住宅地として形成された田島地区からなっています。

また、外国人登録人口が全区で最も多く、コリア・タウンをつくるなど独自の文化を形成しながら「異文化共生」という川崎区の特徴をつくりあげています。

一方、本区は、年少人口・生産年齢人口の割合が全区で最も低く、老年人口の割合が最も高くなっており、少子高齢化が最も進んだ区であるといえます。

また、生活保護受給率、結核罹患率は全区で最も高く、ホームレスの数も最も多くなっています。

このような本区の特徴的、歴史的状況を踏まえ、一人ひとりがそれぞれに違いを認め合い、共に生き支え合う仕組みをつくっていくことが強く求められています。



図1 概要図

川崎区地域福祉計画策定の基本的な考え方及び経過

地域福祉計画とは、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、親も子も、外国人も、誰もが、住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るためには、どのような仕組みをつくればよいのか、そのために地域住民、行政、保健福祉団体等がそれぞれ何を行い、どのように協力・連携していけばよいのかを地域住民、保健福祉団体等に積極的に参加していただきながら考えていく行政計画のことです。

この計画は、社会福祉法第107条に、市町村が策定するものと規定されていますが、本市においては、全市レベルの計画に併せて、区ごとの計画を定めることとしました。

本区においては、平成15年4月にその決定を受け、8月6日に第1回の策定委員会を開き、計画策定がスタートしました。

策定委員会は、次の基本的な考え方に立って区計画を策定することとしました。

[区計画策定の基本的な考え方]

- (1) 区民が自由に意見を出し議論できる機会を可能な限り多く設け、その結果を区計画に反映させる。
- (2) 区役所が、区民に身近な総合的行政機関として、本庁各局とは別の視点で、区独自の課題解決のために主体的に取り組む計画とする。

このような基本的な考え方のもと、次の経過を経て、平成15年12月22日までに、4回の策定委員会を開き、区計画を策定いたしました。

[区計画策定の経過]

- (1) 福祉団体ヒアリング
平成15年8月23日から9月10日までに、8団体(66人参加)を実施しました。
- (2) ワークショップ(区民による検討会)
10月21日から11月13日までに、川崎(昼間・夜間)・大師・田島で計4回(10グループ、109人参加)を実施しました。
- (3) 保健福祉センター職員に対する地域福祉計画の説明

団体ヒアリングの結果をもとに、3回説明会を開催しました。(約60人参加)

(4) 保健福祉サービス課職員ヒアリング

団体ヒアリングの結果について、聞き取り調査を実施しました。

(5) 計画素案報告会

12月12日に、ワークショップ参加者等に対し、区計画の素案を報告しました。(52人参加)

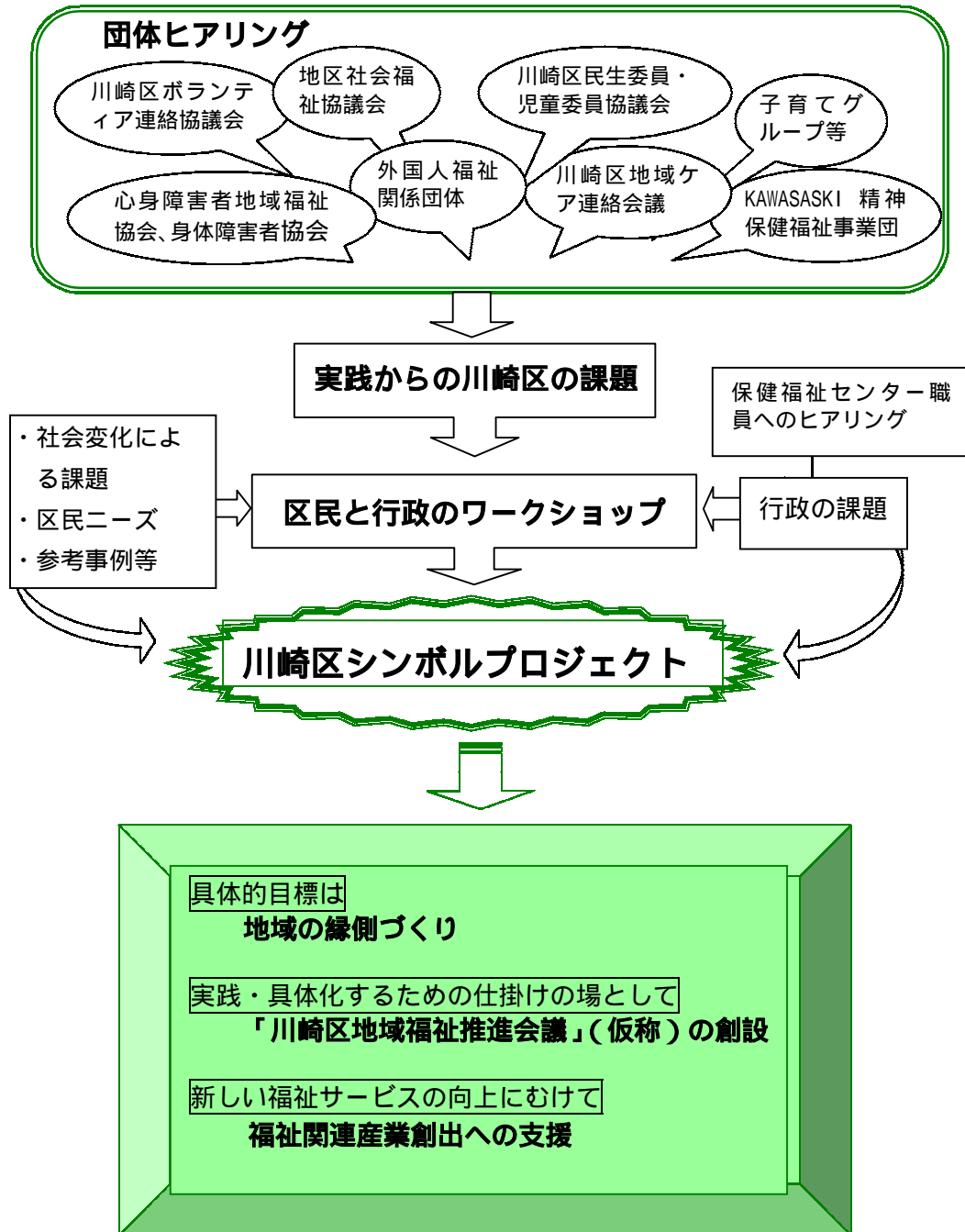
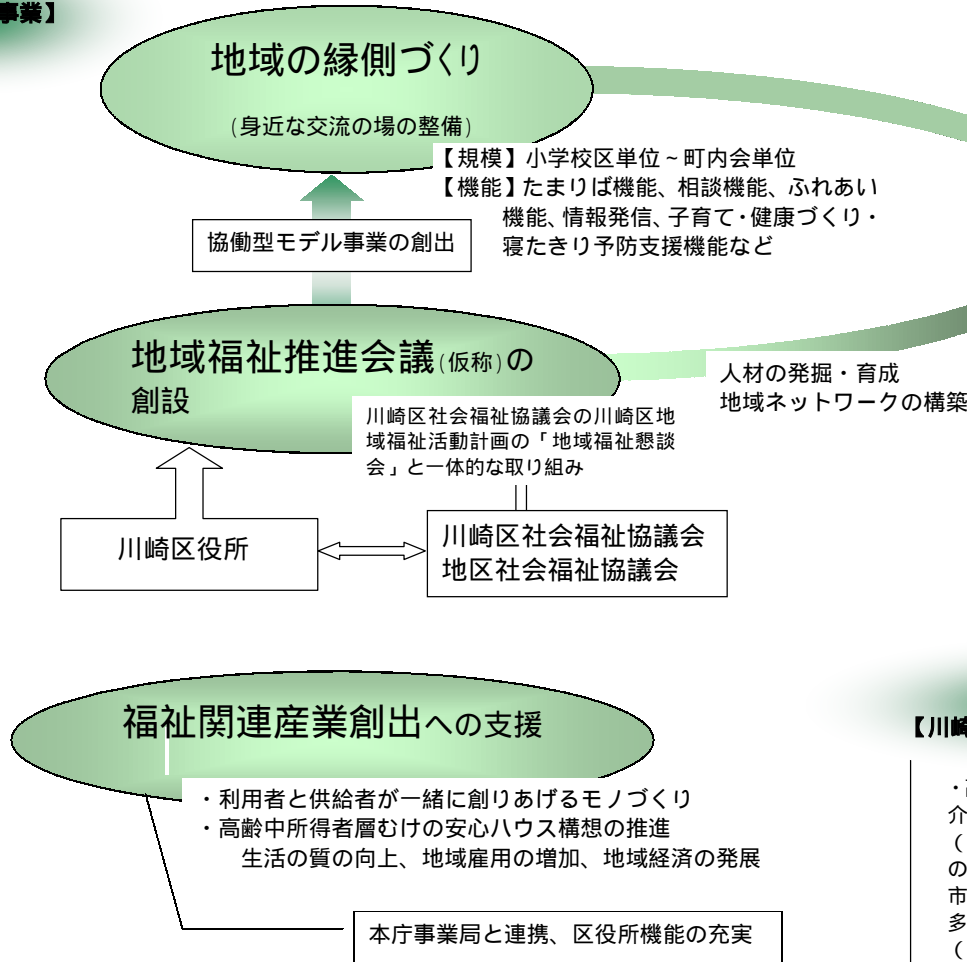


図2 シンボルプロジェクトまでの経過

区民の皆さんの主体性・自発性・創造性を発揮する
 区民・民間団体等の参画を基本にします。

川崎区地域課題を自ら解決する仕組みとして...

【シンボル事業】



【全体計画の骨子】

- 1 サービス利用者の意向を尊重する供給体制の推進
 - (2) サービス利用者の権利擁護と啓発
 - (3) 福祉従事者の育成と専門性の向上
 - (4) 地域におけるきめ細かいサービス提供
- 2 地域の実情に応じた区・民間団体・地域住民の協働による共助社会の実現
 - (1) 地域住民の連携と融合
 身近な交流の場の整備(シンボル事業1)
 地域福祉推進会議(仮称)の創設(シンボル事業2)
 - (2) 社会参加の促進
 企業と商店街の社会的貢献活動
 福祉ネットワークづくりのための支援(シンボル事業2)
 住民の地域福祉に対する理解を深めるための情報提供と啓発
 - (3) 地域における福祉人材の育成と支援
 元気高齢者の人材育成と支援
 熟年男性の人材育成と支援
 父親の育児参加への普及・啓発
 学生の福祉教育への支援
- 3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備
 - (1) 総合的サービスによる地域ケアシステム
 - (2) 総合的な相談体制づくり
 - (3) 福祉情報の提供システム
- 4 福祉関連産業創出の支援(シンボル事業3)

【川崎区の特徴・地域課題】

人口 201,599 人、92,954 世帯 (H16.3.1 現在)
 ・高齢化率が高く、要介護者が多い(H15.10.1 現在 65 歳以上の人口 35,658 人、高齢化率 17.4%、介護認定高齢者 4,980 人)。
 ・介護施設への入居希望者数が多い。
 ・ひとり暮らし高齢者 3,956 人(H15.3 ひとり暮らし等高齢者実態調査)。
 ・外国人登録者が多い。(H15.3.31 現在 9,373 人)。
 ・市内の 37% を占める。ニューカマーの外国人が増加。
 ・公害認定患者数が多い(H15.3.31 現在 886 人)。
 ・市内結核患者の 3 分の 1 が川崎区で発生(H15.12.31 現在結核登録者 317 人)。
 ・生活保護受給者が多い(H13 年度平均川崎区 5,470 世帯、6,683 人(全市 12,757 世帯、17,805 人)。
 ・昼夜間人口比率(常住人口 100 人当たりの昼間人口) 134.7 で市内唯一の流入超過区。
 ・出生数 1,827 人(H14 年)。
 ・モノづくりの中小企業が多い。

図3 川崎区地域福祉計画の概要

川崎区地域福祉計画シンボル・プロジェクト

川崎区では、地域福祉を従来の高齢者、障害者、児童といった狭義の福祉制度の分野に限定せず、全ての地域住民が地域で生き生きとした生活を送るための保健・福祉・医療・生涯学習・住宅整備などまちづくり全体の領域に関わるものとして捉え、地域福祉を引っ張るシンボル・プロジェクトとして次の事業を位置づけました。

1. 地域の縁側（えんがわ）づくり（身近な交流の場の整備）

〔考え方〕

個人主義の進展で近隣とのつながりが徐々に薄れてきておりますが、地域で安心して充実した生活を送るためには、地域での何気ない日常的なふれあいの場が必要とされます。

高齢者も若者も、障害のある人もない人も、親も子も、外国人も、誰もが気軽に立ち寄って近況を話したり、福祉に関わる困りごとを相談したり、時には餅つきやお月見などの行事を楽しみ、講師を招いての勉強会を開催することができるなど、地域住民が気がねなく交流できる身近な縁側のようなスペースが必要です。

こうしたスペースで互いに交流する過程を通して、近隣住民が互いに支え合い助け合う共助の関係が生まれてきます。

そこで、地域の縁側づくりに力を注ぎます。

また、現在芽生えつつある身近な交流の場についても、地域の縁側となるよう必要な支援をしてまいります。

〔具体的な進め方〕

地域の縁側は新たに施設を建設するというよりも、身近な施設の活用によって創り出します。老人いこいの家（長寿ケアホーム）、こども文化センター、旧健康ランチ、学校施設、保育園、町内会館、商店街の空き店舗、民間住宅などがそれらの候補となります。こうした施設等が地域の縁側として活用されるには、公的施設の使用に関する規制の緩和や運営委員会の弾力的運営、民間施設を活用する場合のさまざまな助成や援助が必要となり、それらの支援を図ります。

また、これらの縁側は小学校区単位の大きなものから町内会単位の小規模のものまで、できるところから多様に整備し、ネットワークで機能することを図ります。

地域の縁側には、住民のニーズに応じて制度や機能を連携するために動いたり、地域住民が楽しめるイベントの企画をするお助け役の「地域のコーディネーター」が必要であり、その発掘と育成を図ります。

地域の縁側は一定基準の基に制度的に画一的に整備するものではなく、住民の必要の度合いや地域に適切な施設があるなど状況に応じてできるところから段階的に整備を進め、成功事例に学びつつ次の縁側が生まれるといった、地域の自発性に依拠した手法で進めます。

〔機能の例〕

たまり場機能（スペース、お茶などを提供できる厨房設備、机、椅子）
相談機能（コーディネーターや適宜専門家がやってくる）
ふれあい機能（祭りや行事の開催）
情報のストックと発信（資料の掲示や保存、パソコン）
子育て中の母親の不安を解消し、孤立を防ぐ癒しの機能（ママ友達などとの交流、ミニ子育てサロンなど）

2 . 地域福祉推進会議(仮称)の創設

（地域の福祉を地域で検討し、解決に向けチャレンジする仕組みづくり）

〔考え方〕

地域福祉においては措置制度の時代と異なり、地域福祉のありかたを行政ではなく住民である利用者が決めることに向けて大きく方向転換します。しかし、こうした方向転換は住民にとっても行政にとっても、抜本的とも言える仕組みの改革が求められ、住民・行政双方が協働体制をとりながら、より良い仕組みづくりに向けて十分な議論とモデル的な実験を試みる必要があります。

住民側にあっては、各種活動団体のネットワーク組織をつくり、より良い地域福祉の実現のための話し合いや問題解決の行動を起こすことが重要となります。

そこで、地区社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、保護司、青少年指導員、保健衛生委員、障害者団体、外国人団体、ボランティア団体、企業、商店街、公募住民など地域福祉にかかわる団体や個人が参加した組織として「地域福祉推進会議（仮称）」を立ち上げ、地域の福祉を地域で検討し、検討した内容の実現にチャレンジする仕組みづくりを試行します。

〔具体的な進め方〕

明確な福祉的課題がある地域でモデル的に進めます。

地域福祉推進会議の設計段階から住民が関わり住民参画で進めます。

地域福祉推進会議の立ち上げに当たっては、川崎区社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会と十分協議し、運営に当たっては、川崎区社会福祉協議会の地域福祉活動計画の重点事業に掲げられた「地域福祉懇談会」（小地域を単位に、地域住民を交えて様々な種別の社協会員・団体が意見交換・情報共有を行える場として設置）と一体的な取り組みを図ります。

3. 福祉関連産業創出への支援

(地域の生活の質を高め、地域経済が潤う産業を創り出すことを支援します。)

〔考え方〕

福祉の捉え方は従来の welfare (措置的な福祉) から well being (より良く生きる) へと変わりつつあります。well being の考え方では、誰にとってもより良く充実した生活を送れるよう生活全般の質を上げることが課題となり、これまで生活に関わってきた産業全体を生活の質を上げるという観点から見直しを図ることが課題となります。

産業が生み出す製品について、道路、住宅といった大きな物から、身近な食器や生活道具のすべてに至るまで、ユニバーサルデザイン (誰にとっても使い勝手が良い) の面で捉えると、供給者の立場からの効率的で画一的な提供が多く、誰にとっても快適で質のよい公共財や製品にはなっていないという問題があります。

今後はユニバーサルデザインの観点からモノづくりを見直し、利用者が望む住宅や生活用品、サービスを提供することが求められ、新しい福祉関連産業の創出が望まれる時代となります。

こうした福祉関連産業は地域住民の声を取り入れ、地域住民に密着したところで、供給者と利用者が一緒につくりあげる産業であり、地域雇用を増やし、地域経済が潤うタイプの産業といえます。

また、高齢化の進展によって、公的補助金が導入されて作られた特別養護老人ホームなどの施設に入所できない高齢者が増えています。

そこで、住民の生活の質を高める福祉関連産業の創出や高齢中所得者層が安心して利用できる「安心ハウス」事業を支援します。

〔具体的な進め方〕

生活の質を高める福祉関連モノづくり事業 (体にぴったり合ったオーダーメイドの車椅子など)・利用者本位にきめ細かく対応するリフォーム事業等の普及を本庁事業局と連携して支援します。

国の「安心ハウス構想」による「安心ハウス」の普及を本庁事業局と連携して支援します。

安心ハウス: 厚生年金程度の金額で安心して利用できる高齢中所得者層向けの有料老人ホーム・グループホームや賃貸住宅で、民間事業者が未利用公有地を活用することなどにより設置します。緊急通報装置付き個室・バリアフリーなど優良な設備を備えています。

川崎区地域福祉計画（全体計画）

川崎区地域福祉計画は、区民の誰もが健やかで心豊かに生活できる、区づくりを目指します。そのためには、区民の皆さんが主体性、自発性、創造性を持ち「区づくりは区民が参加して進めるもの」という視点にたち、家族、地域、各種保健福祉団体・関係機関、民間企業、行政などが協働し、共通の目標を持ちながら取り組んでいくことが大切です。

1 サービス利用者の意向を尊重する供給体制の推進

（１）サービス利用者の権利擁護と啓発

福祉サービスが措置から契約に変わる中で、生き方はその人自身が決めるという考えのもとに利用者の自己決定を尊重し、サービス提供者との対等な関係が確保されるように利用者の権利を擁護します。

発足４年を経過した介護保険や発足して間もない支援費制度などの福祉サービス制度への理解を深めるため、利用者の立場にたった効果的な情報提供に努めます。

また、痴呆高齢者、障害者など、判断能力の低下により一人で生活していくことが困難な人へは、地域福祉権利擁護事業を実施している財団法人川崎市在宅福祉公社川崎あんしんセンターとの連携を図り、支援します。

高齢者や障害者で判断能力が十分でない人々を支援する仕組みとしての成年後見制度の周知をしていきます。

子どもにかかわる人権侵害や、男女平等にかかわる人権侵害から市民を救済する制度としての人権オンブズパーソン制度の周知をしていきます。

（２）福祉従事者の育成と専門性の向上

地域福祉を推進するためには、利用者の真に必要なサービスを提供できる福祉従事者の育成と専門性の向上が必要です。

川崎・大師・田島地区の保健福祉関係者で構成された「地域ケア連絡会議」のように、保健福祉関係者間で情報交換を行ない、地域の課題を共有し連携を図っていくことが大切です。関係者間の連携を図ることにより、福祉従事者の専門的資質とサービスの質が向上します。本庁事業局と連携し福祉従事者の育成を支援します。

見守りネットワークや子育てサロンにみるように、地域の見守りや相談役として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の地域福祉推進の役割が一層期待されています。その民生委員・児童委員への研修の内容やあり方について、複数の研修実施機関の間で系統立てた研修がされるよう、また、仕事を持

った民生委員・児童委員にも受けやすい仕組みとなるよう研修実施機関と連携し検討してまいります。

(3) 地域におけるきめ細かいサービス提供

利用者の生活課題に対するきめ細かいサービスの提供を目指すとともに、制度にのりにくい、制度ではカバーできないニーズや生活課題に対して柔軟な取り組みを進めます。

介護が必要な人、障害のある人、閉じこもりの人、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている人、児童虐待を受けている子どもなど、社会的孤立に追いやられがちな人々に対しては、民生委員・児童委員を中心に地域のボランティアなどとの連携を図り、地域における見守りや相談活動の充実に努めます。

女性が医療や健康づくり、DV、セクシャルハラスメントなどの問題を相談しやすい環境・体制づくりとして、行政で実施している女性のための女性医師による健康相談の充実に努めます。

川崎区には外国籍の住民が多く住んでいます。こうした住民が、地域で人権に配慮された暮らしが保障されるように、識字学級や外国人による外国人のための支援を本庁事業局と連携して支援します。また、外国籍の住民が窓口で安心して相談ができるような体制づくりとともに、案内等もわかりやすく数ヶ国語で表示するなど、当事者の立場・視点立った取り組みを進めます。

ホームレスに対しては、ホームレスの自立をめざして本庁事業局と連携して支援をします。

2 地域の実情に応じた区・民間団体・地域住民の協働による共助社会の実現

(1) 地域住民の連携と融合

住民一人ひとりが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域福祉は地域住民の手で自発的につくりあげるという「共助型の地域づくり」を進めます。

身近な交流の場の整備（シンボル事業1）

地域住民の間で要求が高い介護や子育てについての相談や集いの場、健康づくりや学びの場として、また、障害者同士、障害者と地域住民の交流（ノーマライゼーション）の場として身近な地域に交流の場を整備します。川崎区においては、老人いこいの家（長寿ケアホーム）、こども文化センター、学校施設、旧健康ランチ、保育園、町内会館、商店街の空き店舗、民間住宅、などがその候補となります。交流の場を必要としている住民が、

気軽に利用できる仕組みを区民、行政、福祉関係団体等が協働して創出します。

地域福祉推進会議（仮称）の創設（シンボル事業２）

これまでに町内会・自治会等の住民組織は、安全で安心なまちづくりをめざし、住民の生活を見守り地域を支えてきました。特に、住民の意見を調整し、行政との窓口として中心的な役割を担ってきた機能は大きいと思われれます。

10地区ある地区社会福祉協議会は地域の独自性を生かし、手作りの活動をしながら地域福祉を推進してきました。

一方、新しい住民の福祉パワーとして、エコマネーのような従来の地域活動にはない新たな取り組みも生まれています。

今後は、川崎区社会福祉協議会の地域福祉活動計画の重点事業に掲げられた「地域福祉懇談会」により、新たな事業展開が図られていくと思われれます。

こうした経緯を大切にしながら、地域の問題を考え、協働で取り組む仕組みづくりとして、「地域福祉推進会議（仮称）」を創設します。構成メンバーは、公募による住民をはじめ、地区社会福祉協議会、町内会、地区民生委員・児童委員協議会、保護司会等の福祉関係団体の関係者、商店街や企業等民間団体の関係者、NPO等ボランティア団体、子育て・高齢者・障害者・外国人等当事者団体の関係者などが考えられます。

具体的には、「地域福祉懇談会」と一体となり、各地区の実情に合わせて「地域福祉推進会議（仮称）」を立ち上げ、十分な検討を経て協働型のモデル事業を進めていきます。

（２）社会参加の促進

少子高齢社会においては、地域で暮らす人々は福祉の受け手でもあり、同時に担い手でもあります。住民の一人ひとりが主体的に地域福祉に関り、それぞれが持っている力を発揮することは自己実現にもつながります。また、民間企業、商店街も地域の一員として地域福祉に参加することが求められています。

企業と商店街の社会的貢献活動

民間企業や商店街が地域の一員として地域住民、行政と協働し地域福祉に参加できる仕組みづくりを進めます。

福祉ネットワークづくりのための支援（シンボル事業２）

「地域福祉推進会議（仮称）」の創設により、住民、民間企業、商店街な

どの地域内のさまざまな主体が一丸となり、福祉ネットワークを構築しながら協働型の福祉を目指します。福祉ネットワークづくりは、地域の問題への対応とともに問題発生を未然に防ぐ取り組みにもつながります。

地域住民が市民活動団体に参加していなくても、日常生活の中で、それぞれがもてる力を発揮することにより人的ネットワークがつくられます。具体的には、多くの住民が誰にでもできる少しの手助けとして「ちょボラ（ちょっとボランティア）」に参加することです。「ちょボラ」の推進とともに、互いに顔の見える関係、心の通った人的ネットワークがつけられる場づくりを支援します。

住民の地域福祉に対する理解を深めるための情報提供と啓発

地域福祉の状況は日々変化しています。制度や住民の多彩な活動に関する情報を区民に分かりやすく提供し、活動への参加意欲が高まる啓発活動を進めます。

(3) 地域における福祉人材の育成と支援

地域福祉の担い手である住民が、地域の福祉人材としてそれぞれの関心に基づいた多様で多彩な活動ができるように、人材育成と支援をします。

元気高齢者の人材育成と支援

長寿社会を迎え、高齢者の体力は個人差が大きくなっていますが、多くの高齢者が元気に生活しています。元気高齢者のもっている経験に基づく判断力と社会性、豊富な知識は地域の財産です。高齢者のもっている力を積極的に地域に還元してもらえるように人材育成と支援をします。

熟年男性の人材育成と支援

地域社会の中で住民組織や地域行事で活躍しているのは自営業の方や女性が多くを占めています。一般に、男性は職場中心の生活になりがちで、地域との関わりが少ない状況です。男性においては、数年後に定年を迎える団魂世代が退職後に生きがいをもちながら地域に根ざした生活が送れることが大切です。男性も気楽に参加できる地域活動の場づくりを支援します。

父親の育児参加への普及・啓発

安心して子育てができるためには、父親の育児への参加は大切です。両親学級への父親参加を啓発するとともに、父親の育児参加に向けた育児や料理を教える父親教室をすすめてまいります。

学生の福祉教育への支援

核家族化、地域の教育力の低下などにより子どもたちは地域の人々との触れ合い体験が減少傾向にあります。地域には高齢者、障害者、外国人、子育て中の母と子など様々な人が共に生活しています。そのことを柔軟な気持ちで受け止められる心が育成されるように、小学生、中学生のボランティア体験学習を支援します。

3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備

(1) 総合的サービスによる地域ケアシステム

福祉に関連する多様なサービスを地域福祉の観点に立って総合的に提供する地域ケアシステムを創り出します。

住民の健康寿命を延ばすために保健・医療・福祉が連携して、心身ともに健康に生きるための生活のしかたについて、情報発信、相談体制を整備し、「健康づくり」「生きがいづくり」「福祉のまちづくり」等、区独自のネットワークづくりを推進します。

また、人権の精神に立ち、障害者、外国人などが地域で安全・快適に暮らすことができるまちづくりを目指します。

現在、川崎駅周辺を中心に放置自転車が多く、ベビーカーや車椅子の通行の妨げになっています。民間企業・商店街、住民、行政が協働して取り組む課題であり、バリアフリーの考え方に立った福祉のまちづくりを本庁事業局と連携を図りながら推進します。

地域福祉の担い手として NPO やボランティア団体の力は大きいものがあります。地域のさまざまな拠点を利用し、活動情報の交換や話し合い、問題解決のための種々の会合が開けるような場づくりを進め、多様なサービスが供給できる体制を支援します。

(2) 総合的な相談体制づくり

川崎区では、住民が身近なところで保健・医療・福祉の個別分野にとらわれない総合的な相談ができる体制づくりを進めています。

今後は、保健福祉相談窓口のより一層の充実と、川崎区社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。具体的には、効率的な研修・育成プログラムを作成することによって、相談業務の専門性の向上を図り、利用者本位のサービス提供ができるよう体制の強化、整備を進めます。

(3) 福祉情報の提供システム

住民が必要とするときに、いつでもどこでも気軽に福祉情報を入手できるよう

に、情報の収集整理を図り、情報の伝達方法を整備します。また、保健・医療・福祉・子育てなど新しい情報が身近な場所で入手出来る方法を検討いたします。

その他、区民の方に必要な情報が行き渡るように「市政だより」の配布方法等を、本庁事業局と検討します。

保健福祉情報としての「保健福祉センターだより（仮称）」を発行し、分かりやすく身近な情報の提供を図ります。

4 福祉関連産業創出の支援（シンボル事業3）

地域にはニーズが十分に満たされていない、あるいは、ニーズ自体が発掘されていない福祉サービスの領域がまだまだたくさんあります。これらのニーズを開拓し良質なサービスが提供されることにより、住民の生活の質の向上が図れるよう、本庁事業局と連携し、新しい福祉関連産業の創出を支援します。

また、年齢や性別、個人の能力に関りなく社会に参加し、豊かな生活を楽しむための環境づくりとして、川崎のモノづくりの技術と福祉が融合した、ユニバーサルデザインによる川崎ブランドが創出されるよう本庁事業局と連携し支援します。

介護が必要な方が施設への入居を希望していても「ベッドの空きがない」「費用が高い」などの理由から多くの高齢者が在宅生活を送っています。民間活力を使い、介護の必要な高齢者が年金程度の利用料で入居でき、ネットワーク化により総合的なサービスが提供される「安心ハウス」構想を本庁事業局と連携し推進します。

〔 お わ り に 〕

区の地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童、外国人などに関する市の個別計画に基づく事業を、地域で区民の生活に結びつけていくという役割があります。

本計画の策定過程で、特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイ施設、一時保育・ケア保育等を実施する利用しやすい保育園の整備、バリアフリー、障害者のためのホームヘルプ制度の充実、外国人のための外国人ホームヘルパーの養成、ケアマネジャーの早期養成・再研修などを強く望む声が出されました。

これらの課題については、本計画のみではその実現が難しいものなので、市の個別計画ととりわけ強い連携のもとに、その実現に取り組んでまいります。

平成15年度 川崎区地域福祉計画策定委員会 委員名簿

		所 属	氏 名
1	公募	ハナさんハウス代表	いけだ ハルミ 池田 晴三
2	市民団体	川崎中央商店街連合会副会長	いしかわ とある 石川 亨
3	保健・医療・福祉	あおぞら共生会常務理事	いしかわ やすし 石川 泰次
4	公募	在宅福祉公社嘱託生活支援員	きたい せいいち 北井 誠一
5	保健・医療・福祉	川崎区民生委員児童委員協議会会長	さくらい としかつ 櫻井 俊克
6	公募	在宅福祉公社嘱託生活支援員	すずき けいこ 鈴木 恵子
7	学識経験者	東京都立短期大学都市生活学科講師	だいどう ミナミ 大藤 ミナミ
8	ボランティア団体	川崎区ボランティア連絡協議会会長	なかやま みつこ 中山 満子
9	保健・医療・福祉	川崎区社会福祉協議会会長	はやし としお 林 壽男
10	保健・医療・福祉	川崎市ふれあい館館長	へえ ちゆんど 裊 重度
11	市民団体	川崎区連合町内会会長	よしの たつお 吉野 辰男
12	保健・医療・福祉	川崎区医師会副会長	よしむら やすひろ 吉 邨 泰弘 ○
13	行政職員	副区長	くらた ゆきお 倉田 幸雄
14	〃	大師支所長	やまべ ひょういちろう 山部 評一郎
15	〃	田島支所長	きむら みつお 木村 光男
16	〃	保健福祉センター所長	ふじう みちこ 藤生 道子
17	〃	保健福祉センター副所長	こしやま はるお 越山 晴夫

委員長 副委員長 (五十音順)

資料1 川崎区地域福祉データ

図4 川崎区の年齢別人口推移

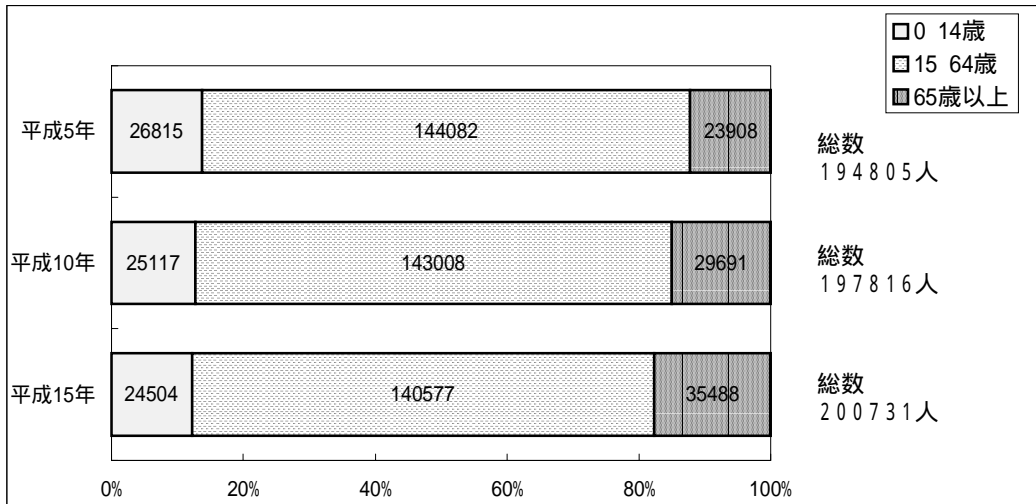


図5 平成14年度外国籍区別総数

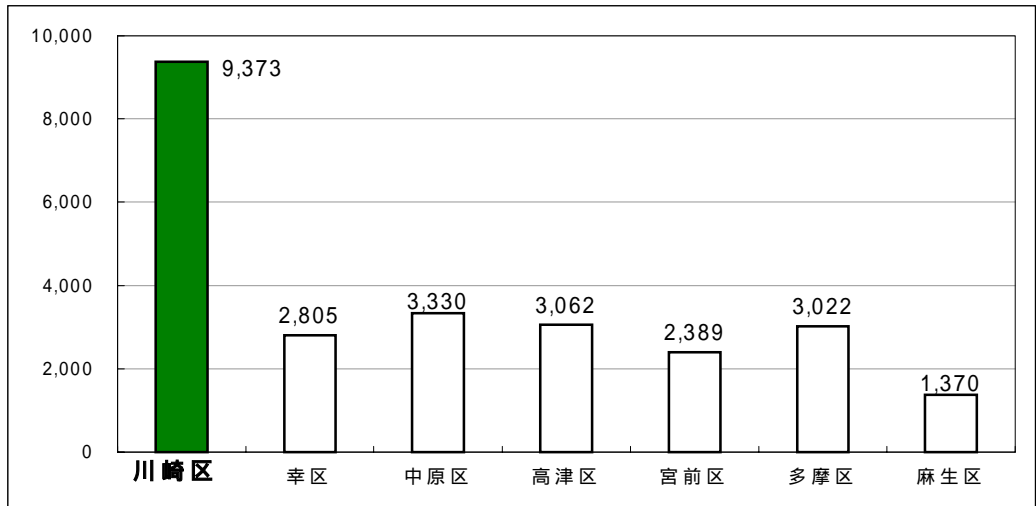


図6 平成14年度川崎区外国籍国別割合

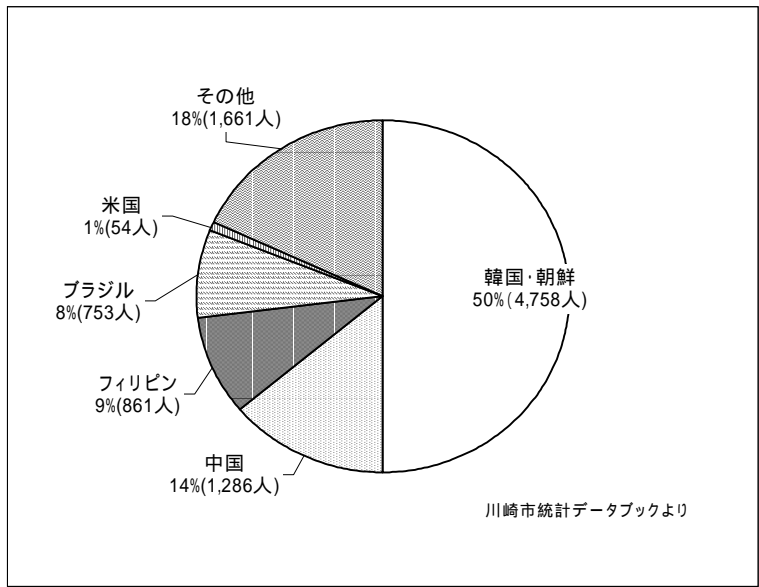


図7 身体障害者（児）数

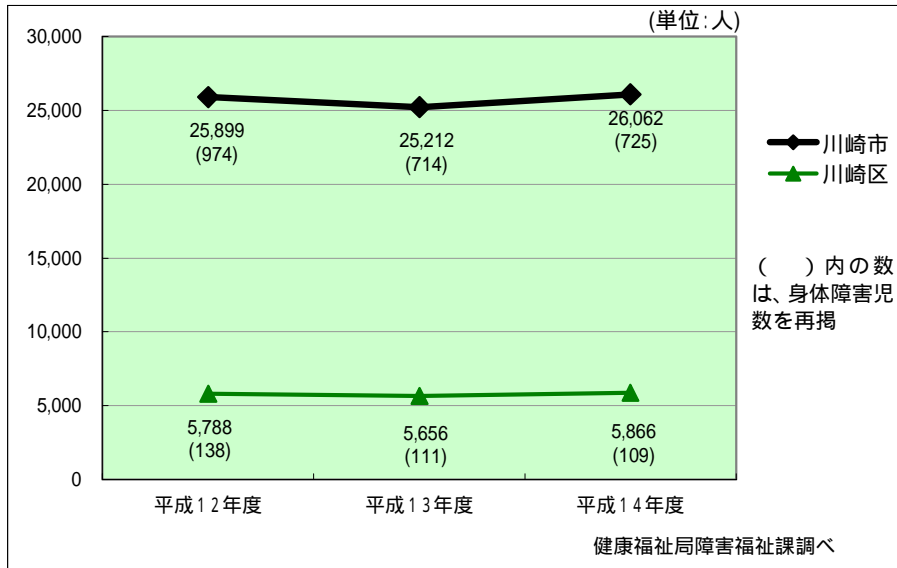


図8 知的障害者・児数

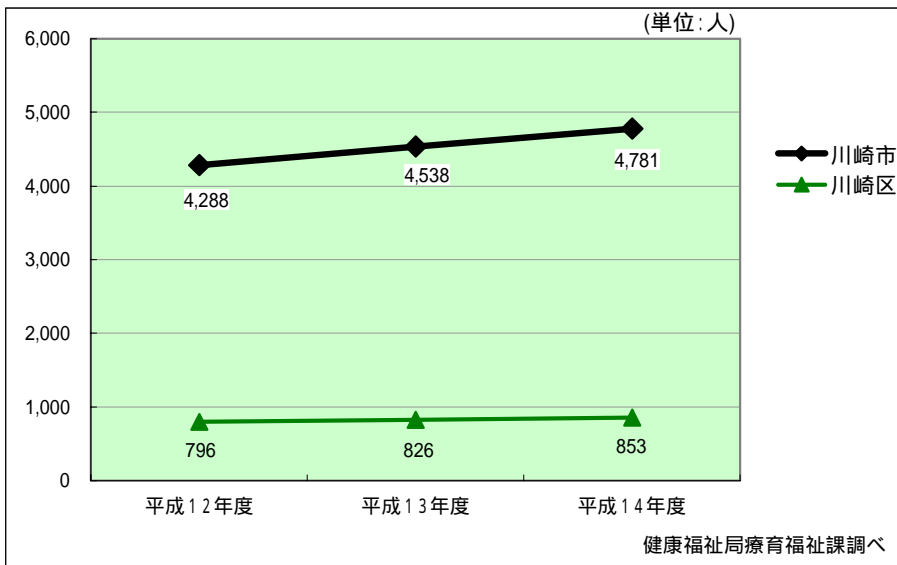


図9 精神障害者保健福祉手帳交付状況

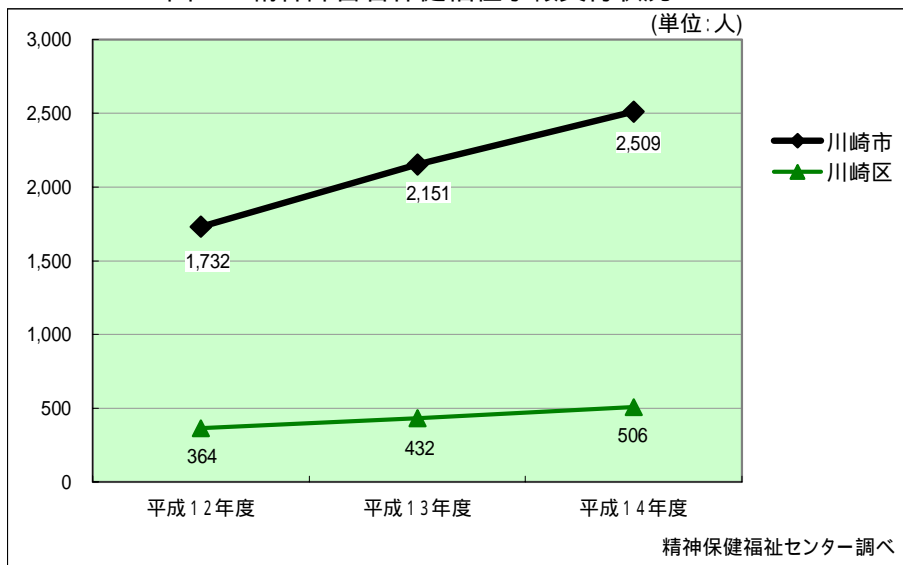


图 1 0 結核罹患率（人口 10 万对新登録患者数）

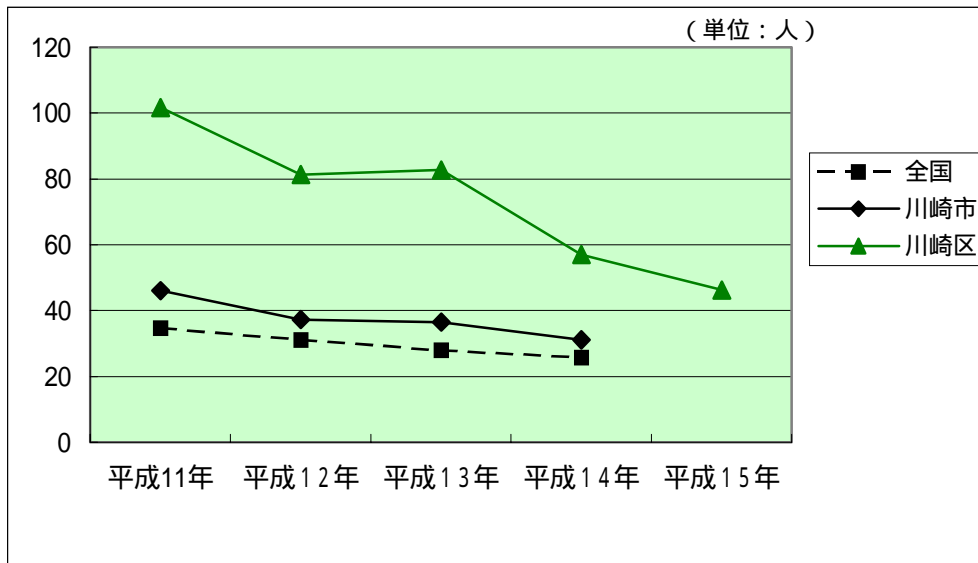
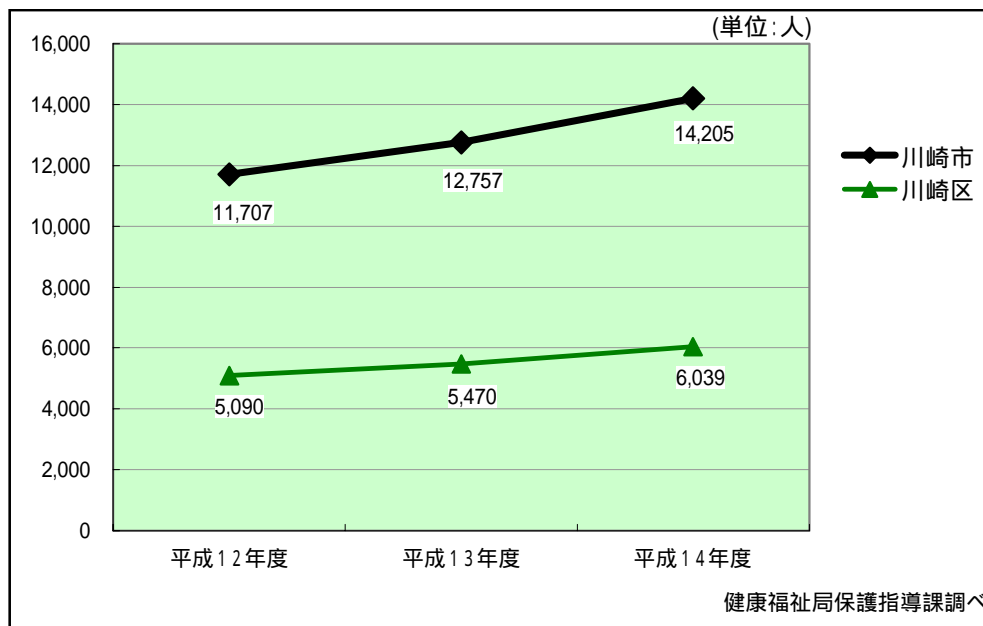


图 1 1 生活保護受給世帯数（平均）



資料2 福祉団体ヒアリングのまとめ

川崎区ボランティア連絡協議会

現状と課題	解決への方向性
ボランティアの認知・地位不足 <ul style="list-style-type: none"> ・道楽・片手間という誤解。 ・有償と無償の定義のあいまいさ。 ・地域での認知度が低い。広報の不足。 ・団体同士も互いを知らない。 ・自発的なボランティア活動は地位が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会の理解を深める。 ・自発的なボランティア活動への支援、地位向上。 ・中学校区単位で活動拠点を設置する。 ・今ある施設をより市民に使いやすいレイアウトに。 ・老人いこいの家を使いやすくする。 ・縦割りでない行政機能。 ・施設や制度の利用やボランティア紹介をするコーディネート制度の導入。 ・広報誌を作成するなど、PRを積極的に展開。
ボランティア自身の意識向上 <ul style="list-style-type: none"> ・会員の意欲の持続が難しい。 ・役員のなり手が少ない。 ・モラルや意識の統一が難しい。 	
既存団体や地域との連携不足 <ul style="list-style-type: none"> ・町会との連携・交流不足。 ・地域の住民に声をかけにくい。 	
施設や拠点の不足 <ul style="list-style-type: none"> ・中央地区に施設がない。 ・地域に身近な相談窓口が欲しい。 	
人材や技術の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・メンバーの高齢化、固定化。 	
運営資金の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・出費が多く続けられなくなることもある。 	

KAWASAKI精神保健福祉事業団

現状と課題	解決への方向性
障害者が地域の中で見えない <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族は、精神障害を持っていることを隠そうとしがちである。 ・身体障害、知的障害と違い、見た目は一般の人と変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者団体の集まりに、地元町内会、商店街などの人も参加し、一緒に検討する会合を定期的に行う。
障害者に関する知識・理解がない <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害的な犯罪が増加する中で、障害者が誤解されている。 ・人権教育の中に精神障害者を入れるとよい。 ・学校の先生などは知識がないので教育、指導ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の一環として取り組む。 ・子どもの頃から身近に障害者がいる環境の中で理解する。 ・健常者との交流の場を設ける。
障害者の働く場所がない <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害は病気であり、身体障害、知的障害のように症状が定常化しないため、一般の人と一緒に働くのは難しい。 ・国の障害者雇用率の基準にも、精神障害者は含まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者のみの働く場所を整備できるといい。 ・ただし、健常者の雇用状況が悪化している中で、精神障害者が働くことは現実には難しい。
障害者の居場所がない <ul style="list-style-type: none"> ・障害者同士が情報を交換する場がない。 ・障害者を持つ親同士の情報交換の場がない。 ・居場所があっても、隠したいので集まらない。障害者は引きこもりになるので、日常生活上の情報が入らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者団体が連携し、交流する機会（ボリング大会、カラオケ大会など）を企画する。 ・移動に負担のかからない小学校区に1箇所集まれる場所（正式な建物でなくてもよい）があるとよい。
障害者の相談窓口がない <ul style="list-style-type: none"> ・最初に相談するのは保健所と病院。 ・障害者を持った家族が相談する場所がない。 ・電話相談は、数が多くて対応しきれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者同士が情報交換するピア・サポート機能を整備する。 ・相談できる人を育成する。

外国人福祉関係者

現状と課題	解決への方向性
外国人にとって遠い介護保険 <ul style="list-style-type: none"> 利用できる制度と認識されていない。 役所は管理される嫌な場所という長年の経験からの根深い印象。 	<ul style="list-style-type: none"> 門戸を開くだけでなく、利用してもらえる制度に。 制度や未納時に発生する問題についてわかりやすい説明が必要。 在日1世も選べる介護保険制度。 担い手を当事者で増やす。
生活に必要な言葉取得サポート <ul style="list-style-type: none"> 日本語の習得を支援する場の不足。 週1、数時間だけの識字学級。 学校での日本語指導も不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語習得サポートに本腰を。 欧米の例を参考に。
生活上の悩みを相談できる場所 <ul style="list-style-type: none"> 制度説明ではなく、困っていることを聞き出すしくみ、姿勢。 「がんばります」「わかりました」しか言えない立場の外国人労働者。 	<ul style="list-style-type: none"> 「わかりません」が言える地域。 担い手を当事者(外国人)で増やし、支援する制度をつくる。 外国人労働者の上に日本経済が成り立っているという認識を。 生活の場に近い相談窓口の設置。
外国人の地位向上 <ul style="list-style-type: none"> まず日本人への対応から始まる制度やしきみ。 現場で、当たり前前の状況が把握されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の立場に立った施設や施策づくり。 外国人福祉指針を作成し、「福祉分野での民族差別を無くす」を明文化する。 オンブズマン制度の導入。 外国人の現状や現場を知る研修。

川崎区地域ケア連絡会議

現状と課題	解決への方向性
ケアマネジャーの仕事が不透明 <ul style="list-style-type: none"> 絶対数が不足。忙しくツプレそう。 能力差が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーの早期育成。掘り起こし。 ケアマネジャーの再点検、再研修。 業務の再整理・明確化。
対応困難ケースが増加 <ul style="list-style-type: none"> 多問題、複数の問題ケースが増えた。 制度が適応できない谷間問題を抱える住民が多い。 身寄り・保証人がおらずサービスを受けられない人が増えた。また、介護保険拒否高齢者が多い。 単身者が多く、問題が発見されにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応困難ケース検討委員会の設置。 介護保険の再PR。 地域での日常生活の中での出会いの機会の創出(見守りネットワークづくりの前段階として)。 ボランティア市民の育成。
施設が不足 <ul style="list-style-type: none"> 痴呆対応のグループホーム、デイサービスが不足。 特養が足りない。あっても、高くて遠い。 緊急に利用できるショートステイベッドがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用ショートステイベッドの設置。 グループホームの整備。
総合相談窓口が機能しない <ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口になったが、対応する人が縦割りであるため、総合的な機能が働かない。 機能が細分化されているため、住民は従来どおり担当者に振り回される。 制度の変化が早く組織も住民も対応できない。 関係機関の連携がとりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的な総合相談が行えるように、コーディネーション機能を育てる。 (機能育成の候補は、福祉相談窓口、在宅介護支援センター、ケアマネジャー、区社協、地区社協など)
元気高齢者対策が未着手 <ul style="list-style-type: none"> パワーある前期高齢者が生かされていない。 元気高齢者が地域で自己自現できる場が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設を生かして元気高齢者のたまり場をつくる。
地区社協 <ul style="list-style-type: none"> ニーズの多様化に対応できていない。 関係機関が多く連携が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉をコーディネートする扇の要として、情報収集、関係機関との連携強化、サービス提供機能を強化する。

川崎市心身障害者地域福祉協会・川崎市身体障害者協会（中央・大師・田島支部）

現状と課題	解決への方向性
親亡き後が心配 ・親が居ることで生活が確保されている。親が居なくなった時に生活がどうなるか心配。	・親亡き後も生活を支援するサポートセンターをつくる。 ・最終的にはグループホームから独立し地域での生活が目標。
施設整備が不十分 ・グループホーム、ショートステイ施設が少ない。とくに緊急時に対応できるショートステイが必要。	・障害者施設を充実させる。〔施設例：グループホーム、ショートステイ、スポーツ施設〕 ・緊急時に入所可能なショートステイ整備は急務。 ・施設はできるだけ身近に整備。 ・南部入所施設の迅速な実現。 ・地域施設のバリアフリー化。
サービス体制の充実 ・世話人の資質、技能によって障害者のQOLが左右される。土日の生活へのヘルプ、送迎サービスなど障害者に対応するサービス事業者が少ない。	・ヘルパーの増員。 ・世話人、ヘルパーのスキルアップ。 ・ヘルプボランティアの育成。
授産所の経営改善 ・授産施設は付加価値が高い商品を生産するなど経営改善が必要。	・作れるものよりも売れる物を生産する経営の転換が必要。 ・シルバーとの連携でパワーアップをはかる。
障害者問題に関する理解が必要 ・知的・身体的障害者を差別する傾向がまだある。 ・家族の差別感も問題。家族が障害者を理解していない。 ・子どもの心の柔らかい時に、丁寧な人権教育を行う。	・障害者と地域で身近に触れ合うことによって互いを理解することが必要。 ・家族は家の中に障害を隠さないようにする。 ・学校教育での人権教育を充実させる。
障害者団体加入者が減少 ・団体加入者が減少している。 ・若い人は団体活動に関心を持たない。	・団体を魅力的に楽しい活動を展開する。 ・入会すればメリットのある団体に。 ・情報交換をメリットに。

川崎区民生委員・児童委員協議会

現状と課題	解決への方向性
委員のなり手がいない ・専業主婦が減り、委員のなり手がいない。 ・児童虐待、高齢者問題、不登校と相談が多様化・複雑化し、委員の仕事が多忙を極めている。 ・若い委員は仕事を持ち、日中の研修会参加は無理。 ・年配の委員は行政のいうことに従うが、若い委員は率直に意見をいう。 ・行政は敬老金の変更について、住民に相談がなかった。住民を便利に使いながら、肝心のときに住民の意見を聞かないことは、委員の意欲を減退させる。	・県、市、区で同様な研修が重複的に開催される。整理が必要。また、研修会の動員はやめる。 ・研修会講師の評価を行い、良い研修会とするためのフィードバックが必要。 ・民生委員を行政の下請けにしない。 ・恒例の年中行事の繰り返しでは若い委員は参加意欲が湧かない。 ・福祉教育で地域の役に立つことが住民の義務であること教える。 ・行政は委員を信頼し、相談し、パートナーシップで事業を進める。
引きこもりの住民が多くなった ・家に閉じこもり、民生委員の訪問を喜ばなくなった住民が増えた。	・民生委員を増員する。 ・テーマごとに専門家を養成する。 ・家から出たくなる行事を企画する。
集会場所が足りない ・既存の施設は使用目的が決り、ボスが牛耳るなど使いにくい。 ・子どもたちの居場所（集まる場）がない。	・既存施設の規制を緩和し、使いやすくする。 ・大師ランチは継続して使用したい。 ・子どもたちの居場所（自由に駆け回れる広場やたまり場）を整備する。
対応できない問題が増えた ・医療費の関係で3ヶ月しか入院できず、替わりの病院が見つからない場合は打つ手がない。 ・一人暮らし老人を受け入れる住宅施設がない。 ・ホームレスの増加に対して打つ手がない。	・医療機関が柔軟な対応ができるように行政が働きかける。 ・一人暮らし高齢者用の住宅を整備する。 ・抜本的なホームレス対策を講じてほしい。

地区社会福祉協議会

現状と課題	解決への方向性
行事参加者が減少 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化で子どもの行事がさびしい。 ・青少年を対象にした活動は役員しか集まらない。 ・同じ行事の繰り返しでマンネリ化している。 ・地味な活動でも地域の人に理解してもらえ新しい活動も生まれてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を見直し、スクラップ&ビルドをはかる。 ・学校との連携の促進。
担い手が高齢化 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協のメンバーが高齢化している、毎年同じ顔ぶれが多い。 ・多くの地区社協はメンバーも活動も町内会と重複している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループとの連携をはかり、役員の固定化・高齢化からの脱皮をはかる（合同運営委員会の開催）。
活動施設が不足 <ul style="list-style-type: none"> ・昼食会を増やしたいが会場がない。 ・昼食会は衛生の規制が多く町内会館、消防会館などの既存施設での開催は困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の改善及び規制緩和の運動。
マンション住民の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・マンション住宅建設が増加し、入居した新住民が町会に参加しない。 ・町に関わりたくない住民が増えてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの理事会や管理組合との共同行事の開催の働きかけ。

子育てグループなど

現状と課題	解決への方向性
地域で子どもを育てよう <ul style="list-style-type: none"> ・大人も子どもも、悪い事を互いに注意し合う地域にしたい。 ・低年齢化する青少年犯罪。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内での信頼関係づくり。 ・自警団や防犯パトロールの組織。
母親の孤立化、悩み <ul style="list-style-type: none"> ・24時間子育ての母親。 ・核家族化による母親の孤立。 ・ニーズの高い子育てへのアドバイス（食事面など）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の悩みや相談を言える場を地域ベースで。 ・保健師の訪問や情報誌の充実。 ・離乳食や栄養などの講座開講。 ・母親へのサポートをネットワーク化。
子育てグループの活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・区の子育てグループ活動がバラバラで水面下。 ・活動に参加しても、運営に関わるのは嫌な母親。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌作成などの助成、機材の貸出し。 ・高齢者・身障者・子育て親が共通利用できる大型バスの導入。
父親の子育て参加 <ul style="list-style-type: none"> ・父親が利用できるおむつ替えスペースがない。 ・父親が育児休暇を取りにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土日に父親を対象に育児教育や講演会を開催。 ・ドイツのように父親に育児休暇を半強制的に取らせる制度。 ・父親や企業の意識改革の推進。
子育ての情報が届かない <ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりなどが届かない家庭。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーリングリストやホームページを利用した情報提供の充実。 ・申込者に郵便等で情報提供するしくみ。
ベビーカーにやさしい道路 <ul style="list-style-type: none"> ・電車やバスの利用がしにくい。 ・階段や段差、障害物が多い。 ・自転車での買い物も大変。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子連れの自転車やベビーカーの優先駐輪スペースの設置。 ・ベビーカーが利用しやすい施設や交通機関の整備。
安心して遊べる、集える場所 <ul style="list-style-type: none"> ・雨の日や土日に安心して遊べる場所が無い。 ・親子の溜まり場がほしい。 ・公園のホームレス問題、犬や猫の糞問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夢パークを各区に整備。 ・土日も遊べる子育て広場。 ・こども文化センターを乳幼児にも対応出来るようにする（ベビーベッド）。
利用しやすい託児施設 <ul style="list-style-type: none"> ・専業主婦も気軽に利用できる施設。 ・子どもを預る施設が混んでいる。 ・病気や障害を持った子どもの受入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の実施。 ・病気が治りかけの子ども利用できるケア保育園を増やす。

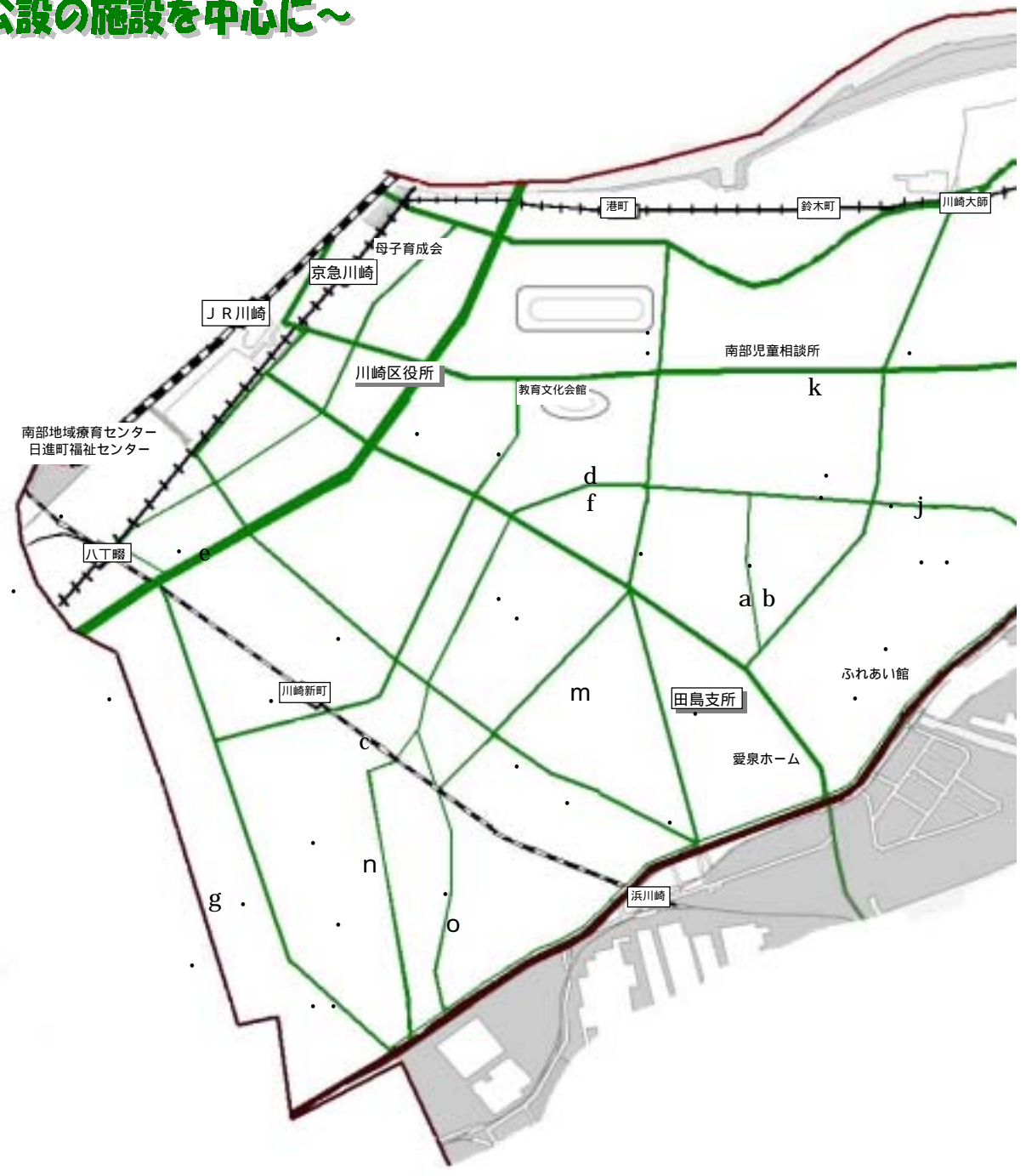
資料3 川崎区地域福祉計画ワークショップ
(川崎中央地区・大師地区・田島地区)

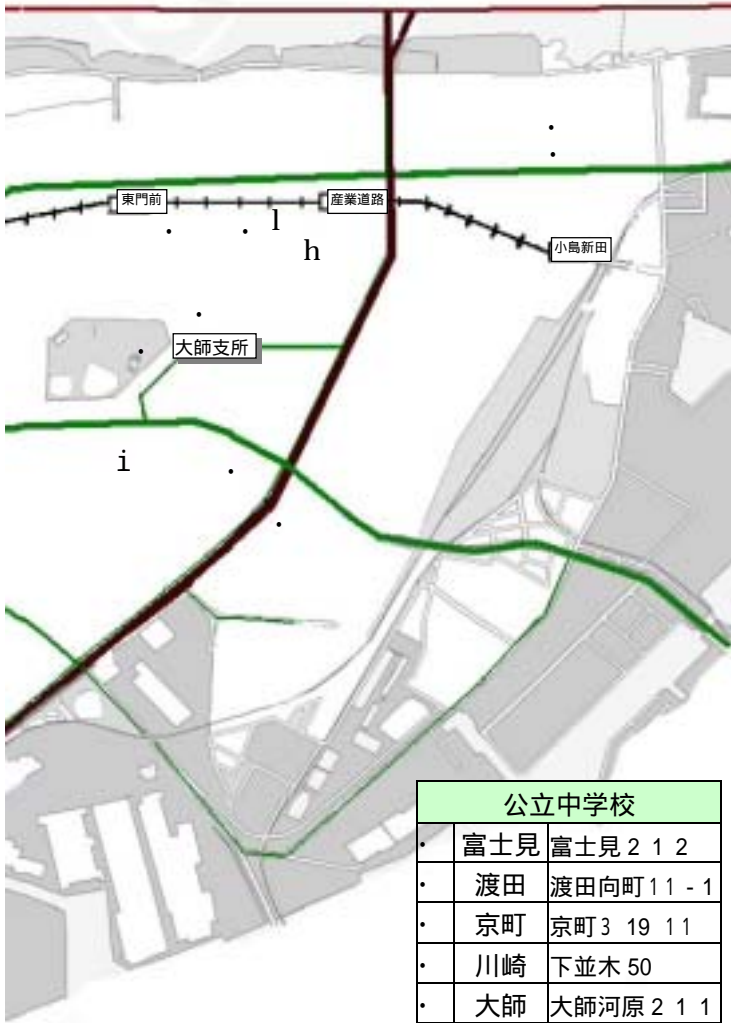
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高 齢 者 問 題</p>	<p>見守りで安心して生きられる地域社会に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に合わない高齢者を地域で受け入れるしくみが必要。 ・高齢一人暮らし安全チェックのしくみが必要。 ・「おれおれ詐欺」でもありがたいと思う高齢者もいる。 ・民生委員、町内会・老人会と一緒に活動できれば福祉はうまくいく。 ・町内会の“友愛チーム”で高齢者の見回りをしている。 ・町内会がボランティア団体と連携して見守る。 ・在宅介護支援センターをもっと生かす。 ・高齢者や弱者の状況を把握する。 ・高齢者マップを作成する。 ・向こう三軒両隣精神をつくりなおす。 ・コミュニケーション拒否の住民対応を考える。 ・住宅改修をうまくすれば、地域で生きられる。 <p>地域にでてくる仕掛けづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に住民が参加しやすい会合を工夫する。 ・老人会の名称を変え、80歳で会費免除など考えて入りやすくする。 ・ウチ族(65歳以上の男性)をボランティアに。 ・インターネットを活用し、ネット福祉社会を築く。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障 害 者 問 題</p>	<p>状況の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者やその家族は、今の抱えている問題に必死で長期的視点を持ってない。 ・リハビリ教室の参加者は女性が少ない。 ・障害者の施設や養護学校は今どこも満員状態。 ・使いにくい支援費制度が多い。 <p>地域内の交流をはかる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者は地域の人と交流がしたい。 ・障害者の存在を地域に知らせたい。理解して欲しい。 (自分の状況を積極的に伝えよう) ・障害者グループ同士の交流を進める。 ・障害者の親の悩みを打ち明ける場が少ない。 ・障害者と健常者が地域で共生できることが大事。 ・町内会に障害者の存在を把握して欲しい。 (見守りネットワークをつくる。) ・手助けできる人材を登録して活用できるしくみを!
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子 育 て 問 題</p>	<p>子育てしやすい地域に・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親同士で友達になれる場、多目的広場のような子どもの遊び場があるとよい。 ・ヤングママのサポートを充実させる。 ・気楽な雰囲気での講演会など地域の行事にお母さんを参加させる。 ・子育てサロンを立ち上げるにも場所がない。 ・教文の子育てサークルが今年で打ち切られてしまう。 ・子育てサロンはニーズに提供が追いつかない。 ・ボランティア託児所をランチに試みる。

高 齢 ・ 障 害 ・ 子 育 て 共 通 問 題	<p>地域拠点の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大師ランチ閉鎖で福祉活動拠点が失われた。 ・拠点がなくなることで活動が衰退する。 ・在宅福祉を進める拠点施設が必要。 ・こども文化センター、老人いこいの家は関係団体が優先され空きがない。 ・スポーツ施設やカルチャー施設がない。 ・年代、世代の異なる人が交流できる、みんなの家、みんなの活動拠点の場が必要。 ・地域の溜まり場、家族以外の人と話せる場所で高齢者が歩ける範囲内に拠点があるのが理想。 ・公的・民間施設、空き店舗の有効活用。 ・地域の空きスペースをふらっと気楽にみんなが集まれ、サービス情報が集まり、ボランティア情報の交換ができる場所に。 ・高齢者、障害者、お母さん、こども、誰でも利用できるようにする。 ・拠点は情報を生かしてくれる人がいて、地域で支え合いネットワークをつくる。 ・地域に顔見知りができると非行にブレーキがかかる。 ・駅前に福祉施設を設置し、福祉都市としてのアピールを！ ・コストをかけない方法を考えよう。 ・市民パワーでNPOを立ち上げ拠点施設の運営をする。施設整備、運営は住民、利用者の参加で行なう。 ・バリアフリーのまちづくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛チームに若い人を引き込みたい。 ・退職した行政職員を活用し次第に地域の人材を育てる。 ・気楽に「ちょボラ」を推進しよう！ ・小遣い程度の報酬をもらえるしくみを確立したい。 ・障害者を長期サポートする人材の育成、確保が必要。
	<p>活動を活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい活動で、気軽に、一人一人が誘う声掛けが大事。 ・自分の存在価値がある社会をつくる。 ・男性対象ボランティアグループの立ち上げ支援。 ・「できます」「して欲しい」情報の交換と実施。 	
	<p>市民が参加できるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に市民が政策に関われるしくみが欲しい。 ・“決めるのは市民だ！”と感じられる計画。 ・福祉施策情報、活動グループの情報、まちづくりに関する情報を、わかりやすく市民に提供して欲しい。 	
	<p>福祉政策の情報・方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度の情報提供が大事。 ・施設情報、区内の福祉活動や団体の情報がばらばらの状態を一箇所に集め、有効活用したい。 ・情報統括の拠点確保を地域福祉計画に盛り込む。 ・予防福祉で医療費を削減しよう。予防福祉は運動と食事（栄養管理）だ。 ・市政だよりだけでは情報提供は十分だとは言えない。 	
	<p>地域をつなぐ仕掛けづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティが喪失し、地域福祉が必要となった。 ・川崎区はボランティア意識が根付かない。 ・ただボランティアといっても参加しない。 ・問題解決で新しいネットワークや展開が生まれる。 ・行政に甘えず地域が自主的に進めていくべきだ。 ・町会長、社協役員に地域福祉ネットワークの必要性を理解してもらおう。 ・人を大事にする精神を学校教育でして欲しい。 ・身近（地域拠点）に解決能力のある相談者が欲しい。 ・地域で働く人も地域福祉に参加する仕組みをつくる。 	<p>顔の見える身近な行政を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前は情報、職員がランチに集まっていたが、保健と福祉が区役所に統合され職員が遠くなった。 ・保健師は行政職員の中で一番話しやすい。保健師が地域に密着した活動をすべきである。 ・行政職員は地域の生きた情報で仕事をする必要がある。 ・まちを面として捉える職員を育成する。 ・行政職員の顔が地域の中で見えない。 ・窓口には市民の側に立って考えられる職員配置する。
	<p>人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以下の若い人は地域を考えるゆとりが少ない。 ・地域に人材が埋もれている。元気な高齢者に大いに活躍してもらおう。 	

資料4 川崎区地域福祉マップ～公設の施設を中心に～

川崎区地域福祉マップ
～公設の施設を中心に～





保育園		
a	大島	大島 5-21-10
b	大島乳児	"
c	新町	渡田 4-9-4
d	中島	富士見 2-2-1
e	日進町	日進町 22-14
f	西大島	大島 1-24-12
g	京町	京町 3-26-1
h	大師	出来野 1-17
i	四谷	四谷上町 14-8
j	観音町	観音 1-10-3
k	藤崎	藤崎 1-7-1
l	出来野	出来野 6-7
m	渡田	鋼管通 1-11-4
n	小田	小田 3-17-3
o	東小田	小田 5-14-1

公立中学校		
•	富士見	富士見 2 1 2
•	渡田	渡田向町 11 - 1
•	京町	京町 3 19 11
•	川崎	下並木 50
•	大師	大師河原 2 1 1
•	南大師	四谷上町 24 1
•	川中島	藤崎 2 19 1
•	桜本	池上新町 1 2 4
•	臨港	浜町 2 11 22
•	田島	小田 2 21 7

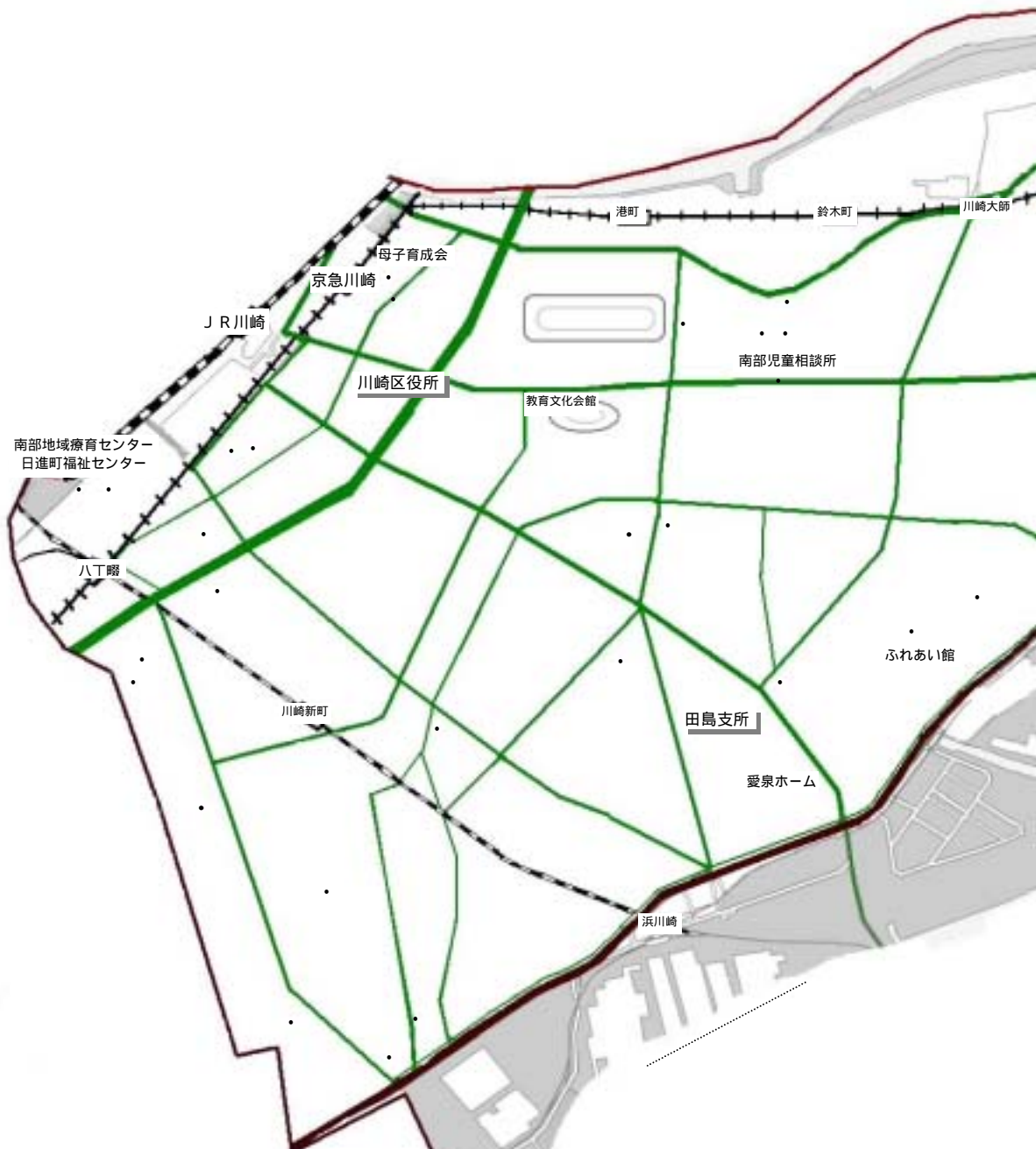
公立小学校 (わくわくプラザ)		
•	川崎	日進町 20 1
•	京町	京町 1 1 4
•	宮前	宮前町 8 13
•	田島	渡田 1 20 1
•	新町	渡田新町 3 15 1
•	向	大島 4 17 1
•	東大島	大島 5 25 1
•	旭町	旭町 2 2 1
•	殿町	殿町 1 17 19
•	四谷	四谷下町 4 1
•	大師	東門前 2 6 1
•	東門前	東門前 3 4 6
•	川中島	中島 2 4 19
•	藤崎	藤崎 3 2 1
•	東桜本	池上新町 1 1 3
•	桜本	桜本 1 9 15
•	大島	浜町 1 5 1
•	渡田	田島町 14 1
•	小田	小田 4 12 24
•	東小田	小田 5 11 20
•	浅田	浅田 2 11 21

老人いこいの家		
	京町	京町 3 12 2
	大師	大師公園 1 4
	藤崎	藤崎 4 17 6
	大島	大島 1 9 6
	殿町	殿町 1 20 15
	渡田	渡田 4 12 20
	田島	田島町 20 23
	小田	小田 2 16 9
	浜町	浜町 2 25 11
	桜本	桜本 2 5 2

こども文化センター		
•	日進町	日進町 5-1
•	大師	大師公園 1-4
•	藤崎	藤崎 4-17-6
•	旭町	旭町 2-1-5
•	殿町	殿町 1-18-13
•	渡田	渡田 1-15-5
•	田島	田島町 20-23
•	小田	小田 2-16-9
•	浅田	浅田 3-7-10
•	桜本	桜本 1-5-6

養護学校		
	市立田島養護学校	田島町 20-5

川崎区地域福祉マップ ～子育て・高齢者・障害者編～



地域子育て支援センター		
・ 富士さき	(川崎市藤崎保育園内)	藤崎 1-7-1
・ あいいく	(夜間保育所あいいく内)	本町 1 1 1
子育て広場 (教育委員会所管)		
・ 子育て広場かわさき	(旧川崎小学校附属幼稚園跡)	日進町 20 1
・ 子育て広場むかい	(旧向小学校附属幼稚園跡)	大島 4 17 1
サロン名		
・ 子育てサロン大師	旧大師健康ランチ	
・ 子育てサロンわたりだ	渡田老人いこいの家	
・ 小田子育てサロン	小田中央町内会館	
・ 子育てサロンぴよぴよ	旭町こども文化センター	



在宅介護支援センター		
・ 恒春園		小川町 10 - 10
・ 大師の里		日ノ出町 2 - 7 - 1
・ しおん		本町 1 - 1 - 1
・ 桜寿園		桜本 2 - 39 - 4
・ 京町		京町 2-15-6 3F
・ サンビューかわさき		田町 2-9-2
・ アイリスケアプラザ 大師		中瀬 3-10-2
介護療養型医療施設		
・ 馬嶋病院		小川町 10 - 1
・ にじのまち病院		藤崎 1 - 5 - 3
・ 日本鋼管病院		鋼管通 1 - 2 - 1
介護老人保健施設		
・ 川崎社会保険介護老人保健施設		田町 2 9 2
グループホーム (痴呆対応型共同生活介護施設)		
・ グループホーム秋桜の里		浅田 2 - 17 - 20
・ かわさきグループホームそよ風		浜町 3-3-2
・ グループホーム旭町		旭町 2-21-10
・ 川崎大師バナナ園		四谷上町 16-7
軽費老人ホーム (B型)		
・ 福寿荘		日進町 5 1

身体障害者福祉センター		
南部身体障害者福祉会館		大島 1 8 6
知的障害者通所更生施設		
ゆずりは園		川中島 2-15-15
知的障害者通所授産施設		
ふじみ園		大島 1-8-6
知的障害者小規模通所授産施設		
ぞうさん		京町 1 16 25
在宅障害者デイサービス施設		
聖風苑		池上新町 3 1 8
知的障害者デイサービス・ショートステイセンター		
ライプリー渡田		渡田 1-15-5
障害者地域福祉活動ホーム		
田島障害者地域福祉活動ホーム (作業室かざぐるま)		田島町 6-3
日進町障害者地域福祉活動ホーム (作業室むぎの穂)		日進町 13-23
障害者地域作業所		
ミニ作業所ひょうたん		小田 6 2 16
あかつき身障者第二作業所		京町 1 17 21
あおぞらハウス		小田 1 1 21
大師地区作業所		大師本町 8 15
手作り工房ウィンドウ		池上新町 2 8 5
なかまの家		日進町 18 9
もくれん工房		田島町 22 12
川崎みなみ作業所		四谷上町 12 25
サボン草作業所		扇町 6 8
川崎マックアルコールケアセンター		東門前 2 2 10
アダージオ		砂子 2 5 7
もくれん工房大島		大島 5 9 3
知的障害者グループホーム		
・ あおぞら		中島 1-15-9
・ あすか		渡田新町 2 4 9
・ ヴィズ		浅田 4 9 9
・ 第2あおぞらホーム		浅田 1 15 8
・ 虹のホーム		桜本 1 5 15
精神障害者グループホーム		
・ アイリス		京町 1 2 23
・ つくし		京町 1 10 17
社会事業授産施設		
・ わーくす日進町		日進町 5 1
・ わーくす大師		東門前 1-11-6
・ わーくす大島		日進町 5-1

川崎区地域福祉計画

平成16年3月31日

発行 川崎市

編集 川崎区役所保健福祉センター
地域保健福祉課
〒210 - 8570 川崎区東田町8番地

044 - 201 - 3228

